

広島県告示第七百八十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項及び第六項並びに第八条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

平成二十四年十月四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号	平成十六年広島県告示第八百三十六号		
所在地	広島県広島市佐伯区五日市町上小深川地内		
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	
	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	
	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	
上小深川一九一（三八七）地区	急傾斜地の崩壊	上小深川一九一（三八七）地区	急傾斜地の崩壊
上小深川三二八（六二三四）地区	急傾斜地の崩壊	上小深川三二八（六二三四）地区	急傾斜地の崩壊
上小深川二九〇（六二二五）地区	急傾斜地の崩壊	上小深川二九〇（六二二五）地区	急傾斜地の崩壊
上小深川（五八五一一）地区	急傾斜地の崩壊	上小深川（五八五一一）地区	急傾斜地の崩壊
古野川（二六a）地区	土石流	古野川（二六b）地区	土石流
古野川（二七）地区	土石流		
古野川（二八）地区	土石流		